かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

					平成30年9月28日	午前	9時53分	開	議					
出	席	委	員											
									委 員	長	田	谷	文	子
									副委員	長	設	楽	健	夫
									委	員	古	橋	智	樹
								:	委	員	岡	﨑		勉
								:	委	員	久	松	公	生
欠	席	委	員											
								な	Į	/				
委	員	外	議	員										
									な	L				
出	席	説	明	者										
							教		育	長	大	Щ	隆	雄
							教	育	部	長	辻		和	徳
							学	校教	女育 課	長	加	藤	洋	_
							ス	ポーツ	/振興調	長	金	子	俊	文
							学	校教育	育課長補	旌	岩	田	幸	生
出	席	書	記	名										
							議	会	事務	局	檜	Щ	宏	美

議 事 日 程

平成30年9月28日(金曜日)午前 9時53分 開 議

- 1. 開 会
- 2. 教育長あいさつ
- 3. 事 件
 - (1) 小中学校給食費無料化について
 - (2) いきいき茨城ゆめ国体 2019 の対応について
 - (3) その他
- 4. 閉 会

開議 午前 9時53分

〇田谷文子委員長

皆さん、おはようございます。

定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、会議を始めさせていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日、教育長がご出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 大山隆雄君。

○教育長 (大山隆雄君)

改めましておはようございます。

本日は月末のご多忙の中、文教厚生委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、小中学校給食費無料化について、いきいき茨城国体 2019 の対応についての 2 件について、 ご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。

委員の皆様には、今後の教育行政遂行へのご助言を含めましてご意見をいただければと考えておりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名します。議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりでございます。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末をごらんになれますので、 ご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の議事日程に入ります。

初めに、小中学校給食費無料化についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと待ってください。その前に、委員長、この議題はどういう経過で決まったのですか。

〇田谷文子委員長

この小中学校給食費無料化……。

前回の会議の中でこの給食費無料化についての議題にしましたけれども、そのときに結論に至らなかったので、その後、教育委員会に再度申し入れをしました際に決まりました。

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと議事録を確認してもらえますか。私、ちょっとその辺は記憶に余り残っていないです。 前回の会議の中で議事録にそれがありますか。

〇田谷文子委員長

前回、小中学校給食費無料化については議題にしましたね。前回……してない。

(発言する者あり)

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

議事録を確認してください。

議事録にありましたか。前回の会議の継続審議になっているということは、私は放課後児童クラブの 問題については、記憶にありますよ。

議事録の中から、今の発言の中で前回からの継続審議ということは……

〇田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

〇田谷文子委員長

会議を再開いたします。

それでは、委員長の私の今の発言につきまして訂正していただきまして、新たな議題として小中学校 給食費無料化についてを議題といたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

その議題について、どういう経過で設定されたのかを説明お願いします。どういうことかといったら、 教育委員会のほうからそういう話があったのか、あるいは委員長の独自の判断でそうしたのか。

○田谷文子委員長

それは委員長の独自の判断ということもありますけれども、委員の皆さんより、小中学校の給食費無料化についてを議題としてほしい旨の意見がございましたので、議会事務局と教育委員会と諮りまして、きょうの議題とさせていただきました。

設楽委員。

○設楽健夫委員

議事録にも書いておいてほしいですけれども、副委員長の私にはそういう打ち合わせはなかった。教育委員会と打ち合わせに入ったということですから、その点については議事録のほうに記録しておいてください。

〇田谷文子委員長

それでは、議題を進めてよろしゅうございますか。 設楽委員。

○設楽健夫委員

はい。

〇田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

それでは、1番の小中学校給食費無料化につきまして資料のご提出をさせていただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料といたしましては、学校給食の納入・未納状況について、これは平成 29 年度の実績でございます。裏面にありますが、茨城県内の市町村における学校給食への公費負担の状況につきまして、これが平成 30 年 1 月 1 日現在の資料となります。

詳細につきましては、学校教育課長よりご説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

それでは、ご説明させていただきます。

資料1ページ目の茨城県内市町村における学校給食費への公費負担状況ということで、平成30年1月1日現在のものでございます。こちらの資料につきましては、県から提供をしていただいた資料をもとに作成したものでございます。

給食費の補助ということで、まず上段になりますが、大子町が全額無料化を実施してございます。

次に、2段目は給食費の一部助成を行っているものでございまして、常陸大宮市、小美玉市、城里町等、県内13市町村で実施をしてございます。助成の内容につきましては、これは城里町になりますが、小学生の月額給食費を1,000円補助、それから中学生の給食費を2,000円補助、他の自治体につきましては、例えば給食費を半額、それから毎月500円を補助、年間当たり5,150円を補助している内容でございます。

3段目につきましては、給食費の援助ということで、大洗町、鹿嶋市、阿見町等、県内9市町村で実施をしている状況です。免除の内容としましては、第3子以降が無料という自治体が多い状況です。その中で大洗町につきましては、第2子が3分の1の免除、第3子が3分の2免除、第4子以降については全額免除。それから古河市につきましては、ひとり親世帯の小学生がいる家庭については、無料といった状況でございます。

続きまして、裏面2ページをお願いいたします。

この資料は、当市の平成29年度の給食費の納入と未納の状況についての資料になっております。 学校別の納入、それから未納ということで、中段やや下の小学校合計を見ていただきたいと思います。 児童生徒数 2,067 人中、未納者数が 48 人、給食費総額は 9310 万 6900 円、そのうち納入額が 9202 万 3540 円、納入率が 98.8%、それから未納額は 108 万 3360 円、未納率は 1.2%となっております。中学校につきましては、下から 2 段目になります。児童生徒数 1,157 人中、未納者数が 34 人、給食費総額が 5817 万 8630 円、そのうち納入額が 5726 万 7830 円、納入率が 98.4%、未納額が 91 万 800 円、未納率は 1.6%となっております。全体で申し上げますと 3,224 人中、未納者数が 82 人、給食費総額は 1 億 5128 万 5530 円、そのうち納入額が 1 億 4929 万 1370 円、納入率は 98.7%、未納額が 199 万 4160 円、未納率は 1.3%となっております。

それから、表の一番右側になりますが、こちらは参考として載せさせていただきましたが、就学援助を受けている学校ごとの人数、それから金額については、就学援助費のうち給食費に係る援助の額となっております。小学校の合計で申し上げますと援助対象者が 172 人で、援助額は 570 万 6170 円、中学校で申し上げますと援助対象者が 86 人、援助額は 335 万 8130 円、援助対象者の合計が 258 人、援助額は 906 万 4300 円となっている状況でございます。

説明は、以上でございます。

〇田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。 古橋委員。

○古橋智樹委員

先般の定例会の一般質問で教育長と教育部長、質問があったと思いますけれども、その概要と再答弁の概要を説明いただけますか。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっといいですか。動議に近いですけれども。

これ文教厚生委員会で一般質問での質問と、あと執行部及び教育長の答弁があったと思いますけれども、その内容について可否を審議するのですか。これは、そのための委員会ですか。

○田谷文子委員長

いえ、きょうは小中学校給食費の無料化についてを議題にしています。 設築委員。

○設楽健夫委員

何か一般質問に対する質問内容と執行部及び教育長の答弁について質問という話が今、古橋委員からありましたけれども、それを議論するのですか。

○田谷文子委員長

それは今、参考にどういう答弁をしたかを聞いているわけです。それに対して、もし反論があるなり、 ご意見があれば、設楽委員のほうでお話していただけたらいいと思います。

設楽委員。 ○**設楽健夫委員**

私は一般質問の質問内容と答弁、あるいは教育長の答弁については会議録でいただいておりますから、 それについて、今この答弁内容について議論するというつもりはございません。

古橋委員。

○古橋智樹委員

委員長の言ったとおりです。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時13分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 設楽委員。

○設楽健夫委員

いや、まだ終わっていないです。私は納得しないです。

〇田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時19分

〇田谷文子委員長

会議を再開いたします。 設楽委員。

○設楽健夫委員

今のこと、まとめて言ってください、始める前に。

〇田谷文子委員長

きょうの会議を開かせていただきましたのは、小中学校給食の無料化についてでございますが、私も 今、加藤課長からの茨城県の状況、事情と当市に対する納入・未納についての現状を初めて数字をあら わしていただいて知りましたので、よく勉強させていただきました。この会議は、小中学校の給食費無 料化についてを教育委員会の皆さんと膝を交えて、どうしたらこの無料化についてが実現できるか、あ るいはどうしたらいいかということについての会議でございますので、承知おきいただきたいと思いま す。

それでは、古橋委員の質問に対してお答えを願います。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

それでは、お答えをいたします。

先般の第3回定例会におきます給食費無料化につきましての一般質問への答弁の概略をお答えさせていただきます。

質問の中で、平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び改善計画の実施状況調査につきましての見解とあわせて無料化についてのご質問でございました。

答弁の中では、この調査の概要と調査の中にございました無償化に至った各自治体の経緯、また各自

治体の目的、そのようなものをご説明しながら、かすみがうら市の見解といたしましては、この調査の中で、それぞれの小規模な自治体が児童生徒のいる家庭の支援、子どもや人口の増加を期待した支援を目的に取り組んでいる状況であり、個々の自治体におけますそれぞれの施策の一つであるというような見解を示させていただきました。

また、あわせて無償化につきましては、継続的な財源の確保が困難な状況であることなどから、現時点におきましては実施する時期ではないと考えておりますとのご答弁をさせていただきました。

また、あわせて公会計への移行についてもご質問がございまして、こちらにつきましては今後、国から示されるであろうガイドラインや既に導入している他自治体の事例なども参考としながら検討してまいりたいという内容でご答弁をさせていただきました。

以上でございます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

教育委員会の把握数として、茨城県内の中で公の公会計のほうは、47 市町村でしたか…… 44 市町村のうち何市町村ですか。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

県の教育委員会からいただいた資料によりますと、公の会計で処理している自治体が 38 市町村、私会計で実施しているところが 6 市町村でございます。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この答弁の中で教育長が答弁された内容がありますよね。財源問については議論があるところでしょうけれども、公会計を判断していく上で、今の当市の給食費の市の負担と保護者負担の内訳については、どのようになっているかちょっと教えていただけますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

給食費につきましては、これは全額給食の食材費ということで保護者負担となっております。小学校につきましては月4,100円、それから中学校につきましては月4,600円をいただいておりまして、夏休みの期間を除く11ヶ月となっております。

給食費の年間の合計といたしましては、1億5100万円程度が食料の調達にかかっております。 市の負担といたしましては、維持管理に係る部分で、給食の調理業務等を委託してございますので、 そちらが1億円ほどかかっている状況でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この保護者負担の給食費で未納状況がありますよね。ここでは900万円という数字がありますけれど も、その数字の900万円は、先ほどの材料費という話ですよね。そうすると、未納費の処理は、例えば 材料を減らしているとか、あるいは何らかの方法をとっているのか、その辺教えていただけますか。

〇田谷文子委員長

未納額は900万円ではなくて、199万円です。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

まず、未納者に対しましては、学校事務の先生方が徴収というか、通知を出したり、電話対応でお願いをしているところですが、これでも未納の方がいらっしゃいます。その額については、納入された額で食材を買うということで、単純に1人当たり幾らか少なくなっているような状況でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、199万4160円という数字がここで出ていますけれども、それは食材費の削減によって 処理されているということで理解してよろしいですね。

〇田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

はい、そうでございます。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

もう一つ、公会計に関わることですけれども、給食費の会計、これ小学校、中学校とも、例えば口座がいろいろあると思います。けれども、それがどうなっているのか。その小学校、中学校の口座が開設されているとすれば、その口座の名義はどなたの名義になっているかちょっと教えていただけますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

給食費につきましては、各学校で徴収業務を行っておりまして、保護者から口座引き落としということで学校が徴収になっています。学校の通帳の名前は、確かめてはいませんが、校長先生の名前になっているかと思います。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

もう一回ちょっと細かな話になりますけれども、中学校、小学校、これは各小学校校長の名義になっているということですね。

〇田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長 (加藤洋一君)

はい、そうです。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

働き方改革の中でも公会計という形で出ています。文科省で指導が出ていると思いますけれども、その中でいわゆるこの公会計に至る上でのメリット、デメリットについては整理されていますか。

〇田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長 (大山隆雄君君)

今、未納者に対して学校事務職員が通知を出したり電話をしたり、あるいは、それでも応じていただけない場合には、担任あるいは管理職が徴収にかかわっております。そういう負担をなくすことができるということは、働き方改革に沿っているのかということで受けとめております。

以上です。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この点については、この執行する側、学校側の今お話がありましたね、担任あるいは主任あるいは学校長、教頭という実際の仕事をされている方の事務の軽減だとか働き方改革の対象になっているという説明がされました。

もう一つ、やはり整理しておかなければならないと思いますのは、保護者にとって公会計に移行する ことについて、どういう点がメリット、デメリットという形になっていくのかについて、それは整理されていますか。

〇田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長(大山隆雄君)

その点については、現在のところ進めておりません。以上です。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

県内においても 44 市町村中 38 市町村で検討されている。先ほどの報告の中でも無償化、一部補助という形で子どもたちの食育という観点からさまざまな手が打たれてきていると思います。けれども、働き方改革という観点と、もう一つはやはり保護者のメリット、デメリットについて、それは子どもの食育ということも含めた観点からぜひ整理をしていただきたい。それで 44 市町村中 38 市町村というところまで来て、あと 6 市町村ですね。その 6 市町村中に当市も入っています。当市はどうしていくのかについては、丁寧に検討をしていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の私会計の学校の会計は、口座振替手数料は払っているのですか。この集めたお金で支出しているのですか。

(発言する者あり)

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

ちょっとはっきりしたことは言えませんけれども、引き落としということなので、手数料はかかっていないのかと思います。

(発言する者あり)

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ゼロではないでしょうけれども、その手続きに本来は収納業者がいて、そちらに支払うと思いますが。 だから、1家庭ずつ口座振込手数料はない……。

収納業者か、金融機関が何か処理しているのかわかりませんけれども、学校ならいいみたいにやっているけれども、それがタダか、それとも給食費から手数料をある程度支払っているのかどうか。普通、 民間なら収納業者に支払っています。だから、それをきちんと確認してもらいたいです。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

お調べしたいと思います。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

公の公会計に今38市町村ということですが、ここ10年、20年でどういう推移でこれだけになったのか、私はこんなに進んでいると思わなかったのが本音です。実際のところ、急激にこの二、三年の動きなのかどうなのか。あと、やはりこれだけ38市町村も公の会計にしているということは何か、放課後児童クラブのことではないけれども、何かきっかけがあって切りかえてきたと思います。通達があったとか、努力しろというものがなければ、従来はどこも私会計なのかと認識していました。けれども、給食の運営方式が給食センターのところへ公の会計がいいという動機があるかもしれません。けれども、実際のところ、私は文教厚生委員会なのに認識が足らないと思いました。さっきの質問でやりとりがあったから、委員長にご配慮いただいて議題にしてもらいましたけれども、そこはお調べになっていないですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(計 和徳君)

各自治体の公会計の状況につきましては、他の議会の定例会の一般質問の中でも再質問の際にお答えさせていただきましたが、最終的には自治体の予算の中に歳入として納入されるわけではございますが、ほとんどの自治体がこの給食費を集めるという作業は各学校で行っています。こちらで調べさせていただきましたところ、ほとんどが学校長に委託なりで徴収を行うと、最終的に自治体の予算に納入される方法をとっていることがほとんどでございます。今回のご答弁にはなっていないかと思いますが、今回の働き方改革におきます公会計化と申しますのは、学校の先生方の負担軽減を目的とされていることでございますので、今後、それらの自治体も、徴収方法等のシステムは変わっていくものと解釈はしてご

ざいます。

その中で、それぞれの自治体が最終的に公会計に切りかえたという時期や理由等につきましては、現在のところ申しわけございません、把握してございません。確かに古橋委員がおっしゃいましたように、給食センター等を抱えているところにつきましては、かえって私会計よりも公会計のほうが当然運営しやすいということになるかと思います。そういうようなご事情もあるのか認識はしてございます。 以上でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

やはりその切りかえのプロセスも県内はしっかり把握して、調べてもらいたいです。先ほど教員の仕事の面でも当然ありましたけれども、支払い能力があるのに納めない方の扱いを対応しやすくするために、私は公会計にしている理由のほうが大きいのではないかと思いますけれども、どうですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

他自治体の公会計化されている例規等を調べさせていただきまして、その中で給食費の徴収規則なりという例規をつくっているところが結構多かったのですが、その中で、徴収に関しましては学校長に委託するという条文が大体見受けられました。学校長、もしくは例えば給食センター長というような条文が組み込まれていましたので、多分未納分についてもそれに含まれるのではないかと解釈してございます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ちょっと釈然としない答弁ですけれども、要は個人情報があるから、縦割りでお金を管理していると、 支払い能力がどうかということをなかなか学校側ではもちろん調べられないし、役所でないと調べられ ないと思います。だから、公会計に切りかえたほうが質問のとおりであって、公の会計にやったほうが、 この未納状況の一番右にあります援助対象になるかどうかという部分でも能率的になると思います。だ から、本会議のほうで早く切りかえろとありましたけれども、私もそれは同感です。だから、別に悩ん でいる理由はないと思いますし、メリットが多いのではないですか。

何か隔てるものがあるのですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(計 和徳君)

議会の中でも再質問の際にご答弁申し上げましたけれども、国から多分来年度になるかと思いますが、公会計化推進するためのガイドラインが示されますので、今年度、国でそれを策定しておりますので、それを参考とさせていただきます。あと公会計、市のほうで徴収をするとなりますと、当然、納入金の消し込みという部分も発生してまいります。そのために、徴収システムの導入といった経費もかかってまいりますので、その辺のところも含めて検討されていただきたいという答弁をさせていただいたところでございます。

古橋委員。

○古橋智樹委員

44 市町村中38 市町村の公会計への切りかえの状況ですけれども、これ自校方式でやっているか、給食センター方式でやっているかという割合はわからないですか。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

申しわけございません、その割合は把握してございません。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

公の会計に切りかえる、最後に上げるからには、先進で取り組んでいるシステムよりももっといい形を、後からやるわけですからデメリットをうまく減らして、メリットをつくる形でできて当然だと思います。あえてここで国が、これだけ茨城県でも進んでいるのに満を持してやるという、ガイドラインを今さらやっているというのは、何かもう国が怠慢ということはないと思うので、何か理由があると思います。今さらながらそのガイドラインをやるというのは何ですか。

〇田谷文子委員長

教育部長 计 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

今回の国で進めております公会計化は、学校の働き方改革に基づくものでございまして、学校の教職員の、先生方の負担軽減を目的としているものでございます。茨城県内の公会計化しているところでは、先ほど申し上げましたように学校において徴収事務を行っております。ですので、そういう公会計化されているとはいえ、学校の負担にはなっている現状であるかと思います。ですので、直接学校で徴収事務を行わず、自治体において直接その給食費を徴収、支出するシステムを国では目指すということで、今回ガイドラインというお話になっているのかと思います。

以上でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

来年度のガイドラインが出てからやりますというのも、いや、そうでなくても教員が足りない実情があるわけですから、質問がどう出てきたかの形はあるにせよ、すぐにやっていいと思います。なぜなら、働き方改革があるからということは、今さらのことでもないと思いますし、教育委員会自体、先生足りなくて困っているわけでしょう。少しでも給食事務に携わる時間を減らして、子どもを教育する時間に充ててもらいたいのが、やまやまです。別にガイドラインを待ってではなく、本当は自発的に取り組んでもらいたいです。38 市町村も進んでいると知らなかったから、我々の文教厚生委員会も4年間、何をやっていたんだということにもなってしまいます。あれだけ市長選挙の中でも給食費無料化の話もあったわけですから。そういう中ではちゃんとベースがどうなっているのかというのは、給食費に限らないことですけれども、やっぱり自分たちがやっていることを一回鏡に映すためにも、委員会に出してもらいたいです。

だから、私は何もガイドライン待ってからではなくていいと思います。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

古橋委員から話がありましたので、慎重に進めていっていただきたいと思います。けれども、これ今、 文科省でガイドラインという話がありましたけれども、ホームページ等で見てみますと、例えば鳥取市 教育委員会で整備されていますけれども、やはり、口座が市の口座に移るのか、学校の口座に移るのか というのが一番大きな一つの結実になります。その学校の口座の中には、給食費の口座もあれば、学年、 学級費、PTAの会費の口座もたしか学校長の口座ですよね。ちょっともう時間がたち過ぎているので、 私や息子が中学校にいたときとは時代、年度がまた違っているでしょうけれども、そういう点も含めて、 教職員、特に校長の口座にするということは、恐らくそれを担っているのは教頭だと思います。聞くと ころによれば、うちの学校ではないですが、教頭が一部金銭を負担したという話も聞いたこともありま す。そういうことを含めて、この口座を今までのとおり学校の口座にするのか、市の口座に移していく のかも含めて、この徴収している科目といいますか項も整理をして、今、古橋委員からもありましたよ うに先生が足りないようですし、そういうことを含めてやっぱり検討を加えていったほうがいいと思い ます。

あともう一つは、やっぱり公会計にするといいますか、給食問題は大きく2つ、教育基本法にある教育の機会均等の中で子どもをどういうふうに育てていくのか、あともう一つは、食育という観点から子どもの栄養をどういうふうに当市は見ていくのか。一方で働き方改革、もちろんありますけれども、子どもの成長という観点から物事を見ていく必要が私はあると思います。そういう点から、先ほど古橋委員からもありましたように、そのガイドラインがどういう内容で来るのか私はわかりませんけれども、その検討をしていっていただきたいと思います。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この納入状況の表ですけれども、援助対象になっている割合がふえているように見受けますけれども、 前年比はどうですか。平成28年度と比較は、わかりますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

就学援助費については、平成28年度と平成29年度を比較しますと、若干上がってございます。 また、平成30年度につきましては、今までは収入で見ていましたけれども、それを所得制限という ことに切りかえたことにより、さらに率は上がっている状況です。年々若干ではありますが、ふえてご ざいます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それは教育予算枠だとどこの何費ということですか、今一度確認したいです。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

小学校、中学校、別ですが、就学援助の事業の中でございます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、その収入判定を教育委員会で行っているということですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

はい、教育委員会のほうで判定をしております。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

確認ですけれども、学校で収納相談に伺って、支払えませんという回答に対して、教育委員会でこういう制度がありますから、教育委員会で相談して申請してくださいという流れでしたか。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

はい、そのとおりでございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

結局、支払い能力があるけれども、払わない方がいるのが課題であって、中には申請はしたけれども、 その所得状況を判断して支給できないその後の対応はどうなっているのか。申請書を書いてもらったら 100%通るのですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

その家庭の収入の状況で認定になる方、それから認定にならない方いますので……

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ならない方の対応はどうされているのか。どのぐらいの割合ですか。 大体でいいですよ。1割とか2割とか。

〇田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長(加藤洋一君)

ほぼ認定になっているかと思います。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

支払い能力があるかどうか。ほぼあるということは、支払い能力ないということですか。具体的には どういう所得状況で判定されているのか。さっき答弁があった気がしますけれども、もう一回、答弁も らっていいですか。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

まず、先ほどございました申請に対する判定基準をご説明させていただきたいと思います。

世帯の人数によってそれぞれ金額に違いが出てくるわけでございますが、まず、お2人世帯の場合には所得で248万円、世帯が3人世帯ですと301万円と段階的にその人数によりまして、4人世帯ですと329万円、5人世帯で388万円、6人世帯で430万円ですので、430万円が上限になるかと思います。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この未納の方で、該当しないという方はどのぐらいいるのですか。必ずしも教育委員会にこの扶助費の申請に行っていないかもしれませんが。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

今回の資料の中で未納の中で掲示をされている方につきましては、基本的にはこちらの基準以上に所得がある方という認識してございます。ただ、申しわけございません、その中に該当はしますけれども申請はしませんという方もおられるかとは思いますけれども、そこまで把握はできておりません。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

第1段階の対応としては、受給できる見込みがあるのに受給させないというのは、これは真面目に払っている人たちに対して、やっぱり私会計だから学校がやるのか、教育委員会がもっとやるのかという 責任があると思いますけれども、申請してくださいと言うべきではないですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

そちらの就学支援の申請につきましては、未納の際にも話は当然させていただいております。もし所 得が基準以下であれば申請をしてくださいという話は、その都度させていただいております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

所得の確認は、源泉徴収票から確認をとっているのか。それとも、税務課や窓口独自で確認しているのですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長補佐 岩田幸生君。

○学校教育課長補佐(岩田幸生君)

所得の判定についての資料ということで、1月1日現在かすみがうら市に住所のある方につきまして、 申告状況を税務課のデータを利用し、確認して判定してございます。ただその時点で住所がない等の方 に関しては、前住所地で所得証明書をとってきていただき、それをもとに判定をしてございます。あと は未申告の方等がいらっしゃれば申告をお願いして、このような制度を利用していただくようにという ことで税務サイドのほうにもお話をかけて、申告をしていただくためにはどのようにお客様のほうで動 いていただく必要があるのかということを学校を通してお話しする場合もございます。また就学支援の 担当が個別に保護者の方にお話しする場合もございます。その場その場の状態で臨機応変に対応してい ます。

以上です。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

公の会計になってない私の会計の現状にせよ、そういう救済システムがしっかりあるわけですから、まずは支払い能力がないという方は、もっとその制度を活用しやすく学校側から教示するように、それはすぐにできるのではないですか。そうしないと、どんどん給食の原価が下がるわけですよね、原材料費が未納の分で縮んでいくわけですから。だから、それをもう何十年か続けてきているわけですから、一刻も早く解消をすべきではないですか。

〇田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

就学支援の周知の状況につきましてご説明させていただきます。

就学支援の周知につきましては、まず毎年2月ごろに実施されます入学説明会の席において第一弾として、資料を配布しながらご説明をしております。

第二弾といたしまして、4月上旬でございますが、やはり就学支援のチラシを作成いたしまして全学 年、全校の生徒児童に配布をして周知をしているところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それでもこの就学支援制度を使わない人は今後どうするのですか。このまま投げておくのですか。も う今2学期始まっていますけれども、それは学校側がアプローチするのか、教育委員会がアプローチす るのですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(計 和徳君)

お答えをさせていただきます。

周知をした上で、それでも申請なさらない方につきましては、市のほうとしましてもちょっと把握が 現実的に難しいと思います。ですので、それは再度改めて全部に対してその周知はしていかなければな らないかと考えてございます。

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、要はもう学校からこの方は、感覚として申請に値するという方は、教育委員会に行って申請 するように学校から連絡してもらうよう教育長から言えばいいのではないですか。

〇田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長 (大山隆雄君)

支払いが滞っているような家庭については、学校としては所得とか、あるいは前年度どういう収入があったかというのはなかなか把握できません。そういう学校の納入金について未払いがあった場合には、一応こういう制度がありますということをその親御さんに説明をして、もしそういうお願いをしたいというのであれば、いつでも学校としては受け付ける用意がありますということで、各学校対応しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

こういう制度がありますからどうですかではなくて、払えないなら行ってくださいって言うべきではないですか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長(大山隆雄君)

ちょっとそこまで経済状況も外側から見ただけで困っているだろうから出してほしいと、学校側から強くそこまではなかなか言えないのかと思います。中には、それでありがたいと思う方もいるかもしれませんけれども、逆に私のうちをそんなふうに先生は見ているのかというような、逆に学校側に対して逆恨みではないけれども、そのように出てこられたら、学校はまた新たな問題を抱えてしまうということになりかねないので難しいです。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

であれば未納の状況は、やっぱり公の会計にしないと、その情報を教育委員会にバトンできないわけですよね。だから、個人情報のやりとりができるということだけは定義すれば、対処できるのは第一段階ではないですか。だって、やらなかったら真面目に払っている人の材料費の原価がどんどん下がってしまいます。それは学校の運用上に差し支えがあるのであれば、教育委員会のやる仕事ではないですか。だから、そのガイドラインが出てからやりますとかということではなくて、個人情報の定義づけをやるとか、それは別に文科省からお達しが出てからではなく、共産党の佐藤議員から言われたからではなくて、これは子どものためにやるべきではないかなと思います。

〇田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長 (大山隆雄君)

一般質問でもお答えしましたように、公会計については他自治体の動向もありますので、あるいは自校方式とかセンター方式、いろいろな形態はあるかと思いますけれども、そういったことを含めまして、かすみがうら市としてよりよい公会計のあり方について今後検討していく方向で進めていくということでお答えいたしました。その点で今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○田谷文子委員長

久松委員。

○久松公生委員

この給食費の問題ですけれども、ちょっと私の経験となってしまいますけれども、私PTAの役員をやらせていただいていまして、先ほど教育長や部長のほうからも説明がありましたけれども、未納者は、この就学支援の人も何名かはいるのかもしれませんけれども、本当に値しない、ちゃんと払えますよね、払えるけれども、その家庭の優先順位があって、うちのお給料の最初は食事、次に家賃、食事、おしゃれ、何とかといって、その給食費は最後のほうですよ。だから、結局わざと払わないって変な言い方ですけれども、実際に知らんぷりして乗り切っているという家庭は多分この未納者の中で、プラスそういう人に限って兄弟、3兄弟とかももちろんあって、3人兄弟全部、1人払わないと全部払わないので、そういった問題も多分含んでいるのではないかと思います。だから公会計にする。私会計はやっぱり本当に、少人数といったらいけないですけれども、本当にわずかな人数ですけれども、そういったモラルというか、わかっていても払わない、逃げているというのもあります。やっぱりそこはずっと前からも学校も教育委員会からもコミュニケーションをとりながら、連絡をとりながら重々にやっている問題だと思います。だから、先ほども言ったように公会計になるためには、その自治体の今の状況ではということなので、なかなか難しい問題ではないのかと思います。

払えるのに払わないというのを取るのには……

公会計の方向性にゆくゆくはなっていくのかと思いますけれども、ただ本当にその支援の面に関しては、かすみがうら市は一生懸命こういう制度がありますよということをやっていると思います。ですので、これは本当にずっと何十年の間の話になるのではないのかと思っております。今、教育長がおっしゃってくれたように、どっちに行くのかということも含めながら、検討していっていただきたいと思っております。

以上です。

〇田谷文子委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

(発言する者あり)

○田谷文子委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。 次に、いきいき茨城ゆめ国体 2019 の対応についてを議題といたします。 説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長(辻 和徳君)

それでは、2番目になりますいきいき茨城ゆめ国体 2019 の現在の本市での対応状況につきましてご 説明をさせていただきたいと思います。

資料に基づきまして担当でございますスポーツ振興課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長(金子俊文君)

それでは、第74回国民体育大会の概要についてご説明させていただきます。

お配りしてございますいきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会設立会議の資料に基づいて ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

1番、大会名称でございますが、正式名称といたしまして、第74回国民体育大会でございます。

2番、大会愛称でございますが、いきいき茨城ゆめ国体が愛称でございます。ちなみにことしの福井 国体が、福井しあわせ元気国体というのが愛称となってございます。

続いて、大会スローガンが、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」でございます。

3番、開催年でございますが、平成31年、来年でございます。参考といたしまして平成28年が岩手 国体、平成29年が愛媛国体、平成30年、ことしが福井国体でございます。

4番、大会会期でございますが、平成31年9月28日から10月8日の11日間でございます。

5番、主催でございますが、公益財団法人日本体育協会、文部科学省、茨城県でございます。

各競技会につきましては、このほかに日本体育協会加盟競技団体、また会場市町村が主催として加わるものでございます。

6番、開会式・閉会式の会場につきましては、笠松運動公園でございます。

7番、実施競技でございますが、お配りしてございますこのパンフレットとご一緒にごらんいただければと思います。

パンフレットを1枚めくっていただきまして、茨城県の地図が載っているところをごらんいただきたいと思います。

正式競技につきましては37競技でございます。パンフレットの青色の部分が正式種目でございます。 近隣で申し上げますと、土浦市が左下のほうになりますが、水泳、軟式野球、相撲が正式種目となって ございます。また、石岡市がバトミントンで正式種目となってございます。こちらが正式競技でござい ますので、都道府県対抗の得点対象となる競技でございます。

続いて、オレンジ色の公開競技が5競技ございます。近隣で申し上げますと、行方市がゲートボールの会場となってございます。こちらは都道府県代表の参加によりまして、中央競技団体が主催で開催するものでございます。こちらにつきましては、都道府県対抗の得点対象とはならないものでございます。 続いて、今度は緑になります。特別競技が1競技、2市で開催されます。こちらは高校野球で毎年開

催されておりまして、土浦市、水戸市で開催するものでございます。

最後に、赤色でございます。こちらがデモンストレーションスポーツということで、31 競技ございます。かすみがうら市がこのデモンストレーションスポーツでグラウンドゴルフとペタンクを担当するものでございます。当市が担当いたしますデモンストレーションスポーツにつきましては、県内の在住の方を対象にするスポーツイベントとしまして、原則、正式種目の開催の1カ月前までに開催するもので

ございます。

最後に、8番、本市開催競技種目でございますが、いずれもデモンストレーション種目ということで、 グラウンドゴルフとペタンクでございます。グラウンドゴルフがあじさい館で平成31年8月31日土曜 日、ペタンクが平成31年5月25日土曜日、わかぐり運動公園で開催するものでございます。

こちらの内容につきまして、お配りしておりますこちらのクリアファイルと、同じ内容で市の公用車にワッペンを張りましてPRをしているところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

こちらが、いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会設立趣意書でございます。こちらにつきましては、体育協会の嶋田会長、スポーツ推進委員の岩瀬委員長、また総合型スポーツクラブの西尾会長、石川会長が発起人となりまして、平成31年に茨城県で開催されます国体のかすみがうら市で開催されますデモンストレーションスポーツのグラウンドゴルフとペタンク競技を成功に導くため、市民、各種団体、行政からなるいきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会を設立するというものでございます。

続きまして、3ページから5ページが会則でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページは、かすみがうら市実行委員会のメンバーでございます。体育協会の会長、副会長、スポーツ推進委員長、また総合型スポーツクラブの両会長、またかすみがうら市グラウンドゴルフ部の会長、副会長、また茨城県ペタンク協会の2名、合計10名の実行委員でございます。会長につきましては、会則6条によりまして体育協会の嶋田芳則氏でございます。現在、実行委員会として活動してございますが、現在は市のグラウンドゴルフとペタンクの担当に分かれまして、それぞれの活動をしているところでございます。

最後に、9ページをお願いいたします。

収支予算でございますが、平成 29 年度、平成 30 年度とも、予算につきましては 100 万円の予算でございます。平成 29 年度につきましては、グラウンドゴルフ、ペタンクを幅広く広げるために教室を開催するということで、ペタンクのセット、1 セット 5 万円ほどしますが、それを 10 セットと、あとグラウンドゴルフの用具を購入したものでございます。

また、平成 30 年度につきましては、実行委員会のユニフォームの購入でありますとか、近隣市町村の視察研修、また本年度、福井国体が開催されておりますので、こちらの視察研修にもペタンクとグラウンドゴルフと 2 班に分かれて、それぞれデモンストレーションが開催されるという日に視察に出向いてございます。

また、ペタンクはまだ人気度が全然ございませんので、実行委員とスポーツ推進委員の協力を得まして、10月から各小学校、出前の体験会ということで開催を予定しているところでございます。 簡単でございますが、説明は以上でございます。

〇田谷文子委員長

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。 古橋委員。

○古橋智樹委員

開催期間が平成31年9月下旬から11日間のいずれかになるかと思いますけれども、神栖市でもグラウンドゴルフでしょう。このパンフレットで見ると公開競技ということで、14、15日ともう日にちが決まっていますよね。このデモンストレーションも全国からお越しになるのですか、それとも地元の方だ

けですか。

また、かすみがうら市が別の日にち、この 29 日以降でまた再度お越しになるということですか。それか神栖市以外もどこかあるのですか。またグラウンドゴルフとか、ペタンクもそうですけれども、うちの市とか、グラウンドゴルフは、神栖市のところにありますよね。それはどういう話し合いになっているのですか。

〇田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

〇スポーツ振興課長(金子俊文君)

今おっしゃられた神栖市の公開競技についてでございますが、中央団体といいますか、グラウンドゴルフでいいますと日本グラウンドゴルフ協会が主催で開催して、都道府県代表を決めて開催するものでございます。かすみがうら市の実行委員会で神栖市のプレ大会を視察研修してまいりました。

デモンストレーションにつきましては、あくまで本大会のPRを兼ねたものでございますので、グラウンドゴルフとペタンクにつきましては、県内の方が対象で実施するものでございます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

たまたま茨城新聞見たら、神栖市のグラウンドゴルフの代表をやっている方の記事が載っていたので、 それを読んだら本大会の競技も神栖市でやるように、私、理解したものですから。すると、平成 31 年 9月で実施するのは、うちの市だけということですか。

○田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

〇スポーツ振興課長(金子俊文君)

デモンストレーションとしまして行うのは、かすみがうら市だけでございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

デモンストレーションと公開競技は違うのね。それがよくわからないけれども、それをわかるように 説明してください。

〇田谷文子委員長

グランドゴルフは8月31日、ペタンクは5月21日、公開競技はいつですか。 スポーツ振興課長 金子俊文君。

〇スポーツ振興課長(金子俊文君)

それでは、デモンストレーションと公開競技の違いでございますが、こちらのパンフレットの1番を 開きますと、ここに載ってございます。

公開競技につきましては、都道府県代表を決めまして、中央競技団体主導、こちらでいいますと日本 グラウンドゴルフ協会が開催するものでございます。

デモンストレーションにつきましては、子どもからお年寄りまで誰でも参加できる幅広いスポーツで、 こちらも得点対象とはならない、あくまでPR活動を兼ねた大会ということでございます。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると全国からお越しにはならない。こういう競技やりませんかと、県内の方を中心に集めるだけということですね。

〇田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長(金子俊文君)

デモンストレーションにつきましては、あくまで県内の方のみのPRで……。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、ペタンクも同様ということですね。

〇田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長(金子俊文君)

ペタンクも同様でございます。 以上です。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

8月31日があじさい館でデモンストレーションですね。あじさい館の芝生でやりますよね。私も昔やったことがありますけれども、芝生の土手から下にもう一回落ちて、転がっていかないように中段に網が張ってありますよね。あれ、マムシよけですよ。昔あそこにボールを取りに行って、やられたこともありますから。来年県が来るというと、あそこのネットはちょっと補修して、事故が起きないように。土手のところから植木があって、下にぐっと下がってネット張ってありますよね。破けていることもあるし、危ないです。

〇田谷文子委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長(金子俊文君)

開催地につきましては、あじさい館とわかぐり運動公園でございますので、どちらもよく確認をしま して修繕できるところは修繕してまいりたいと考えております。

○田谷文子委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。 これで、執行部の皆様方には、退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。 暫時休憩します。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時33分

会議を再開いたします。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしましたが、そのほか、委員の皆様方から、何かございますか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

かすみがうら市の公民館と地区社会福祉協議会の合併時の状況から、平成 28 年度から少し動き始めましたけれども、どういうあるべき姿でいくのかということについて、文教厚生委員会でも視察とかいうことを含めて検討していく必要があるのかと思います。

〇田谷文子委員長

今の設楽委員の意見に対して、ご意見のある方は、挙手にてお願いします。 古橋委員。

○古橋智樹委員

視察に行きたいのはやまやまだけれども、いろいろいとまも限られていますから、とりあえず執行部で情報を集めてもらい、それでそういう議題に対応すれば当面はどうでしょう。

〇田谷文子委員長

それでは、今の意見に対して、執行部にはその資料を集めていただく方向でよろしいですか。 設楽委員。

○設楽健夫委員

一つ、コミュニティーという意味では、土浦市が茨城県の中でやっぱり先行してやってきた経過があります。あといろいろ、今、公民館とか社会福祉協議会、旧出島地区の中でも地区で社会福祉協議会ができ始めていますけれども、全国でもやはりこの社会福祉協議会と公民館のどういう形であるべきなのか、その連携はどういう形であるべきなのかという意味でよく研究の対象になっているのは福井市です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

社会福祉協議会の理事か委員として充て職で行っているのは委員長ですか。

○田谷文子委員長

私は、行っていません。議長だけです。入っていません。 古橋委員。

○古橋智樹委員

そうでしたか……。

社会福祉協議会は違う組織だから、文教厚生委員会から推選するのなら設楽委員にかわってもらって いいのではないかと思いましたが、今、行っていないのですね。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

公民館のほうには行っているのですか。

〇田谷文子委員長

公民館も行っていません。

設楽委員。

○設楽健夫委員

公民館は社会教育法の……。

公民館の推進委員会とかありますよね。

公民館は社会教育法の管轄だから……。

○田谷文子委員長

公民館の推進委員会には行っていません。 古橋委員。

○古橋智樹委員

行っていてもいいけれどもね。

せっかく設楽副委員長が建設的に意見を言うから……

社会福祉協議会の委員をやってもらったほうがいいかと思いましたけれども。

あとは放課後児童クラブのことはどうですか。

教育委員会も保健福祉部もポリシーがないわけです。だから、明らかに教育委員会がやったほうがいいのではないかというメリットは。端的に言いますよ、保健福祉部が所管だと、子どもを預かることだけです。教育委員会が預かれば、教育として拡張性があります。それがやっぱり周りの先進事例だと、若干その児童クラブに払う会費月額は違いますけれども、それなりの評判の成果もあるのかと見ています。ごらんのとおり、とんとポリシーなし、よりどころがないことを、命令がないということを理由にして、模索しろとは言いませんけれども、前向きに検討してみようという姿勢が全然ないです。だから、委員会でも、今回はお休みにしても、次までには1人当たりの予算の面とか、切りかえるのならこういうメリットがあるということをはっきり委員会として出さないとならないと思います。執行部任せにしていると出ないので、具体的にこういう情報はそろえて、きちんと県から書類や県内の市町村の状況をもらって、1人当たり放課後児童クラブに対して幾らの予算を出していて、自己負担はどのぐらいなのかとか……。

〇田谷文子委員長

岡﨑委員。

○岡崎 勉委員

だから委員会で決めて、委員会で案を出せばいいよ。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、次の改選前までには、調査しましょう。

○田谷文子委員長

岡﨑委員。

○岡崎 勉委員

だから、保健福祉部と教育委員会は、全く任命権者も違うのだから、問題はあるけれども、補助金も違うから、それを教育委員会に移管した場合を、内部で検討したほうがいいと思う。

〇田谷文委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、結論で出すのに、はっきりメリットを出さなかったら、向こうだってそのぐらいのメリットならやりませんということになってしまうわけです。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

だから、前回、検討していくという答弁だから、日にちを切って検討結果を報告してくださいと。それで、やっぱり問題がないと言いながら、保健福祉部の子ども家庭課は厚労省の管轄ですよね。片一方は文科省でしょう。子ども家庭課が放課後児童クラブ以外にもやっている事業もあるわけです。どういう事業をやっていて、例えば子ども家庭課が霞ヶ浦庁舎に移ったときに、恐らくふぐあいな部署も出てくると思います。子ども家庭課は、放課後児童クラブ以外にも事務がありますから、そういうものをやっぱりきちっと整理してもらわないとだめだと思いますよ。

〇田谷文子委員長

○設楽健夫委員

決議なんか出せないですよ。報告をしてもらう以外ないですよ。報告をしてもらわないと。協議をすると、この前、検討するという話だったでしょう。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

いや、5人一致すれば決議したっていいわけだよ。

〇田谷文子委員長

岡﨑委員。

○岡崎 勉委員

いや、委員会にはそんな権限あるんだ。

議案を認めるか、認めないか。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それは提言でしょう。だから提言となると、いついつまでに結果報告を出してくださいでしょう。教育委員会と保健福祉部の両方でやっても進まないですから。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

いや、決議というのは、放課後児童クラブは教育委員会で所管すべきです。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それがここの提言というか、意向でしょう。

ここで、文教厚生委員会で決議を、ちょっと意見書でしょう。

法律上の問題でどこまでやるのかというのを調べてくださいよ。じゃないと……

〇田谷文子委員長

岡﨑委員。

〇岡崎 勉委員

普通は付託されているから、この委員会もある程度権限ある。それは後で全体に諮ればいいんだよ。 向こうで反対されれば……

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

スポット的なメリットは、稲敷市は子ども未来室みたいな事務を教育委員会でやっていると答弁した のだから、それはどういうメリットがあるのかって調べた方がいいのでは。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そういうことだね。細かくね。だから、教育委員会が主導で本来はやらなくてはいけないだろうけれども、子ども家庭課の中の事務分掌ではないけれども、どういう仕事があるのかということで、これはこうですというところまで出してもらわないと、話が進まないよ。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

市長に、委員会としても議長経由でそれを判断仰がなくてはいけないんだよ。議長と委員長でできれば。委員長名義でもできるのかもしれないけれども。そういうことは、議長経由のほうがいいでしょう。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

その前に、教育委員会と保健福祉部のほうでもうちょっと詰めてもらわなくてはならないよね。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の状況だと歩み寄ろうという空気は全然ないから。一応、会議はやってはいる。だけれども、その 先、結論出して一緒に頑張ろうという……

〇田谷文子委員長

岡﨑委員。

○岡崎 勉委員

それなら、委員会から言えばいいよ。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

いや、委員会として、いついつまでに検討結果を出してくださいと言えるでしょう。

岡﨑委員。

〇岡崎 勉委員

だから、予算のとき執行部に言うよ。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

検討すると言ったから、きちっと、教育委員会と保健福祉部に、いついつまでに結果を出してくださいと言えばいい。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

もとをただせば、国、県がポリシーをしっかりしてなくて、まだ文科省、厚労省の縦割りで、悪く言えば、なれ合いの部分でやっていますよ。でも、それが子どもたちのためか、地域性に合っているかということを我々が求め出さなきゃならないわけですよね。そのために何回もやっているわけですから。やっぱり周りの土浦市、石岡市、つくば市の動向は大事なことです。それと、住民はあちらの放課後児童クラブのほうがいいという評判があるわけですから、それさえもうまく集めようというディレクター価値を全然意識ない。

〇田谷文子委員長

今の問題、何月何日までに、だから討議した結果を文教厚生委員会に諮ってもらいましょう。 設楽委員。

○設楽健夫委員

報告してくださいって……

次の開催日を決めて、そこまでにやれと。いつごろという。だから 10 月末ぐらいまで、1 カ月ぐら いあればいいでしょう。

〇田谷文子委員長

議会事務局 檜山宏美君。

○議会事務局書記(檜山宏美君)

これとは別件ですが、市民協働課で現在、男女共同参画計画の素案を作成中ということで、11 月上旬ごろに委員会に状況を報告したいという旨の連絡は受けています。

○田谷文子委員長

岡﨑委員。

○岡崎 勉委員

それなら、そのときでいいよ。11月上旬。

〇田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

上旬。それでやってもらえばいい。

〇田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

その報告といったって、私審議委員だから行ったけれども…… 暫時休憩をお願いします。

〇田谷文子委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再 開 午前11時49分

〇田谷文子委員長

会議を再開します。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

次回の文教厚生委員会の日程は、11月5日月曜日、時間は調整してからまた連絡しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。 ご苦労さまでした。

散 会 午前11時51分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 田 谷 文 子